

高齢社会対策の 実施の状況

1 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

(1) 高齢社会対策基本法の成立

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、参議院国民生活に関する調査会の提案により、平成7年11月に衆参両院ともに全会一致をもって成立し、同年12月から施行された。

(2) 高齢社会対策基本法の概要

高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。

また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしている。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な

関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 新しい高齢社会対策大綱の策定

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわた

る基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過し、経済社会情勢も変化したことから、13年5月、高齢社会対策会議において、

大綱の見直し・新しい大綱の策定を行うことを決定した。これを受けて、同年6月から「高齢社会対策の推進の基本的在り方に関する有識者会議」を開催し、高齢社会対策の推進の基本的在り方について議論を行い、同年9月に報告を取りまとめた。この報告等を踏まえ、同年12月28日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定された。

この大綱では、今後、戦後生まれの人口規模の大きい団塊の世代(昭和22(1947)~24(1949)年生まれ)が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にするとともに、高齢社会対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

(2) 大綱策定の目的

高齢社会対策大綱は、今後、我が国が本格的な高齢社会に移行する中で、国民の一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくことを目的とするものであり、経済社会のシステムがこれからの高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助及び公助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図る必要があるとしている。

(3) 基本姿勢

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法の基本理念を確認し、これにのっとり対策を推進することを明確にしている。

また、基本理念を実現するため、国及び地方公

共団体はもとより、企業、地域社会、NPO(非営利活動団体)、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進することとしている。

旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は全体としてみると健康で活動的、経済的にも豊かになっている一方、その属性に応じて多様であるという実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとられることなく、施策の展開を図る。

予防・準備の重視

従来の高齢期における健康面、経済面、社会関係等に係る問題への対処にとどまらず、若年期から問題を予防し、老後に備えるという国民の自助努力を支援する。

地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように条件整備を図る。

男女共同参画の視点

高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、男女共同参画の視点に立って施策を推進する。

医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用

医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図る。

(4) 横断的に取り組む課題

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策の一層の推進を図るため、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎える十数年後を念頭に置き、

分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を次のとおり設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援

年齢にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいとする者が増えるとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者も増えることを踏まえ、これらの者に対応した施策の展開を図る。

年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

就業における年齢制限その他の社会参加への妨げや、逆に年齢だけで一律に優遇している扱いについて見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害に積極的に対応する。

さらに、ユニバーサルデザインの普及を図る。

世代間の連帯強化

国民が家族構成等に応じて世代間で連帯できる条件の整備を図る。

また、社会保障制度等については、給付と負担の均衡を図るとともに、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担を求める。

さらに、就業その他の社会的活動への老若の共同参画を促進する。

地域社会への参画促進

NPOの活動基盤の整備、地域に密着した起業の支援を図る。

また、ユニバーサルデザインに基づき生活環境のバリアフリー化を図る。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進する。

(5) 分野別の基本的施策

高齢社会対策大綱は、分野別の基本的施策について、高齢社会対策基本法の第9条から第13条

に示された考え方に沿い、「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の五つの分野において、施策の指針を示している。

「就業・所得」では、高齢者の雇用・就業の機会の確保、勤労者の生涯を通じた能力の発揮、公的年金制度の安定的運営、自助努力による高齢期の所得確保への支援を図ることとしている。

「健康・福祉」では、健康づくりの総合的推進、介護保険制度の着実な実施、介護サービスの充実、高齢者医療制度の改革、子育て支援施策の総合的推進を図ることとしている。

「学習・社会参加」では、生涯学習社会の形成、社会参加活動の促進を図ることとしている。

「生活環境」では、安定したゆとりある住生活の確保、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、快適で活力に満ちた生活環境の形成を図ることとしている。

「調査研究等の推進」では、高齢化に伴う課題の解決に資する各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図ることとしている。

(6) 推進体制等

高齢社会対策大綱は、政府が高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、以下の点に留意することとしている。

関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。

可能な限り目標を明確にした計画に基づき、施策の着実な推進を図るとともに、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼

される施策を推進すること。

高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。

高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を

得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

なお、高齢社会対策大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格にかんがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえて必要があると認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進という広範な施策にわたり、着実な進展をみせている。一般会計予算における関係予算をみると、平成13年度においては11兆2,398億円となっている。

これを各分野別にみると、就業・所得5兆4,884億

円、健康・福祉5兆5,862億円、学習・社会参加356億円、生活環境329億円、調査研究等の推進968億円となっている(表3-0-1及び別冊「平成14年度において講じようとする高齢社会対策」の巻末参照)。

表 3-0-1 高齢社会対策関係予算(一般会計)

(単位:億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
平成8年度	43,269	39,516	766	449	340	84,340
9	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13	54,884	55,862	356	329	968	112,398

資料:内閣府

(注1)高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

(注2)本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

5 高齢社会対策の動き

平成13年度に推進された高齢社会対策について、主な法律の制定・改正の動きを挙げれば、次のとおりである。

雇用対策法等の一部改正(127ページ参照)

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するため、雇用対策法(昭和41年法律第132号)等の一部改正が行われた。

この改正では、事業主による離職予定者の再就職支援の促進、事業主の募集・採用における年齢制限緩和の努力義務とともに、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発の促進、地方公共団体の自主性をいかにした地域雇用開発の推進等を内容としている。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正(129ページ参照)

子育てのための時間の確保の推進等、子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正が行われた。

この改正では、育児休業又は介護休業の申出又は取得を理由とした不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限の制度の創設、子の看護のための休暇措置の努力義務等を内容としている。

国家公務員の育児休業等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(130ページ参照)

国家公務員、地方公務員について、育児を行う職員の負担を軽減するため、育児休業等の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げること等を内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改

正が行われた。

農業者年金基金法の一部改正(133ページ参照)

農業者年金制度について、農業に従事する者を幅広く被保険者とするとともに、長期的に年金財政の安定が図られるよう被保険者自らが積み立てた保険料等を基礎として年金を支給するものに改めること等を内容とする農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)の一部改正が行われた。

農林漁業団体職員共済組合法等の廃止(136ページ参照)

公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済年金を厚生年金保険に統合するため、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)が成立した。

確定拠出年金法の成立(138ページ参照)

国民の高齢期における所得の確保に係る自助努力を支援し、公的年金とあわせて国民の高齢期における生活の安定と福祉の向上を図るため、確定拠出年金制度を創設することを内容とする確定拠出年金法(平成13年法律第88号)が成立した。

確定給付企業年金法の成立(138ページ参照)

確定給付型の企業年金について、その受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、その統一的な枠組みを定めた確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)が成立した。

同法により、適格退職年金は10年後に廃止され、既存のものは確定給付企業年金等に移行することとなり、また、厚生年金基金については、確定給付企業年金に移行することで厚生年金の代行部分の国への返上が可能となった。

健康増進法案の国会提出(140ページ参照)

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るために必要な措置を講じることを内容とする健康増進法案を第154回国会に提出した。

健康保険法等の一部を改正する法律案の国会提出(152ページ参照)

医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、健康保険法等の一部を改正する法律案を第154回国会に提出した。

改正法案においては、高齢者医療制度の改革として、

高齢者の経済的地位の向上に応じた負担とする観点から、70歳以上の高齢者の患者負担について定率1割負担(一定以上の所得の者に関しては定率2割負担)を徹底すること及び低所得者に配慮しつつ、自己負担限度額等を見直すこと、

後期高齢者に施策を重点化する観点から、老人医療の対象年齢を現行の70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引き上げるとともに、老人医療費に係る公費負担の割合を現行の3割から5割に5年間で段階的に引き上げること、

老人医療費の伸びを適正化するための指針を策定すること、

等の内容が盛り込まれている。

また、附則において、保険者の再編・統合を含

む医療保険制度の体系の在り方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しに関する基本方針を平成14年度中に策定し、その方針に基づき所要の措置を講ずることを始め、医療保険制度の改革に関する各般の課題について改革を進めることが規定されている。

学校教育法の一部改正(159ページ参照)

小・中・高等学校等においてボランティア活動など社会奉仕体験活動等の体験活動の充実を図ること等を内容とする学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正が行われた。

社会教育法の一部改正(168ページ参照)

教育委員会の事務に、青少年に対してボランティア活動など社会奉仕体験活動等の体験活動等の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することを内容とする社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部改正が行われた。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案の国会提出(181ページ参照)
建築物のバリアフリー化を一層強力に推進していくため、特定建築物のうち一定の用途及び規模のもののバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、容積率特例制度を始めとする認定建築物に対する支援措置の拡大等を内容とする高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案を第154回国会に提出した。